

## 重 要

返還が終了、もしくは免除  
になるまで、大切に保管し  
てください。

# 茨城県高等学校等奨学資金返還の手引き

令和 8 年 3 月貸与終了者用

茨 城 県 教 育 委 員 会

## 返 還 の お ぼ え が き

- ・ 約束の返還方法を忘れないように、必ず記入しておきましょう。
- ・ 奨学資金借用証書及び奨学資金返還計画書は、提出前に控えとして必ずコピーを取ってください。

学 校 名	
返還者コード(K + 8桁)	K
返 還 ( 借 用 ) 金 額	円
返 還 期 間	年
返 還 回 数	回
返 還 方 法	年 賦 ・ 半 年 賦
返 還 期 日	6 月 末 ・ 12 月 末
第 1 回 返 還 日	令和 年 月
最 終 返 還 日	令和 年 月
1 回 の 返 還 金 額	円
最 終 返 還 金 額	円
連 帯 保 証 人 氏 名	
連 帯 保 証 人 氏 名	

返還者コードは、茨城県教育委員会から送付する納入通知書の納付内容の欄に記載されています。初回の納入通知書の受領後に、上記の欄に記入しましょう。

〔 奨学資金返還の事務は、全て返還者コードで整理されています。  
各種届出の提出の際は、忘れずに記入してください。 〕

# —— 目 次 ——

奨学生の皆さんへ	1
奨学資金の返還	2
1 返還金の納入方法	3
2 延滞利息	5
3 一括返還・繰上返還	5
4 滞納者への督促等	5
5 各種届出	6
(1) 氏名（住所）変更届	
(2) 勤務先（変更）届	
(3) 連帯保証人変更届	
6 返還猶予	7
7 返還免除	8

「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」記入要領…………… 9

「借用証書借用証書」及び「奨学資金返還計画書」記入例…………… 12

#### 各種様式

・ 奨学生氏名（住所）変更届（様式第6号）…………… 14

・ 勤務先（変更）届（参考様式1）…………… 15

・ 連帯保証人変更届（様式第5号）…………… 16

・ 奨学資金返還猶予願（様式第17号）…………… 17

#### 問合せ先

〒 310-8588

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

電 話 029 - 301 - 6045 / 5245（直通）

電子メール：kokyo@pref.ibaraki.lg.jp

各種申請様式等のダウンロード（「様式集（茨城県高等学校等奨学資金）」で検索）

————— 奨学生の皆さんへ —————

茨城県高等学校等奨学資金は、経済的理由によって修学が困難な方に貸与する学資です。

皆さんからの返還金が次の奨学生への貸与に役立てられますので、確実な返還に努めてください。

なお、この手引きは返還が終了するまで、大切に保管してください。

“ 奨学資金の返還 ” …… 次のことを必ず守りましょう。

納期限を守りましょう。( 3 ページ参照 )

あなたが立てた返還計画に基づいて、納入通知書を 6 月又は 12 月に送付しますので、期限内に納入しましょう。

納期限までに納入されなかった場合は、延滞利息 ( 納期限を 6 カ月過ぎる毎に 5 % ) が発生しますので、納期限までに必ず納入してください。

また、あなたが立てた返還計画の内容を忘れないよう、「返還のおぼえがき」( 表紙の裏面 ) に記入して大切に保管しましょう。

住所や氏名が変わったら届出をしましょう。( 6 ページ参照 )

届出がなければ、納入通知書が届かなくなってしまいます。

納入通知書が届かないことにより、連帯保証人に、連絡が行くことになるなど、奨学資金の返還に支障をきたしますので、必ず変更届の提出又は変更の連絡をしましょう。

返還が困難になったら手続きをしましょう。( 7 ページ参照 )

進学や災害、疾病その他特別の事由により返還することが困難になった場合は、一定の期間、奨学金の返還を猶予することができますので、速やかに返還猶予願を提出しましょう。

領収証書は大切に保管しましょう。

県からは、領収証書の再発行はしません。金融機関やコンビニエンスストアで納入した際に受け取る領収証書 ( 領収日付印が押印されたもの ) は、あなたが返還したことを示す大事な証拠書類となりますので、大切に保管しましょう。

## 1 返還金の納入方法

あなたが提出した返還計画書に基づいて、6月又は12月に納入通知書を送付しますので、納期限までに次のいずれかの方法で納入してください。

### (1) 口座振替による納入

別紙「茨城県奨学資金返還金の口座振替による納入のご案内」を参照し、取扱金融機関で直接、手続きをしてください。

### (2) 金融機関の窓口での納入

県から送付される納入通知書に現金を添え、金融機関の窓口で納入してください。

対応金融機関については、下記QRコードよりご確認ください。



茨城県会計管理課ホームページ（収納金融機関一覧）

<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/suitou/kinyukikan.html>

対応金融機関以外の金融機関を利用する場合は、利用しようとする各金融機関の本・支店で取扱いが可能かを確認してください（利用可能でも手数料がかかる場合があります。）

### (3) コンビニエンスストアでの納入

県から送付される納入通知書に現金を添え、次のコンビニエンスストアの店舗で納入してください。

【対応コンビニエンスストア】（令和7年1月現在）

MMK設置店／くらしハウス／スリーエイト／生活彩家／セイコーマート／セブン-イレブン／タイエー／デイリーヤマザキ／ニューヤマザキデイリーストア／ハセガワストア／ハマナスクラブ／ファミリーマート／ポプラ／ミニストップ／ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ヤマザキデイリーストア／ローソン／ローソンストア100

対応コンビニエンスストアは変更になる場合があります。

コンビニエンスストアでの納入は、納付書等にバーコードが印字されたもののみ納入できます。また、納期限を過ぎるとコンビニエンスストアで納入できませんので、金融機関等の窓口にて納入してください。

( 4 ) 電子納付 ( Pay-easy ) インターネットバンキングでの納入

通常の納入通知書では、電子納付等に対応しておりません。  
ご希望の場合は、電子納付等に対応した納入通知書を送付しますので、  
ご連絡願います。

電子納付等に対応した納入通知書は、茨城県指定金融機関及び主な収納代理金融機関で Pay-easy ( ペイジー ) 納付することができますが、一部の収納代理金融機関では Pay-easy ( ペイジー ) 納付ができませんので、詳しくは下記 QR コードよりご確認ください。



茨城県会計管理課ホームページ ( 茨城県公金「ペイジー」対応金融機関 )

<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/suitou/mpnbank.html>

電子納付の場合、領収証書は発行されませんので、領収書が必要な場合には、金融機関窓口で納付してください。

( 5 ) 現金または為替での納入

県から送付される納入通知書を同封し ( 納入通知書は切り離さないこと )、現金書留郵便で、茨城県教育庁学校教育部高校教育課宛に送付してください。

**取扱手数料がかかります。**

**留意事項**

納入通知書を紛失した場合や届かない場合は、速やかにご連絡ください。

## 2 延滞利息

納期限までに納入されなかった場合は、延滞利息（納期限を6カ月過ぎる毎に5%）が発生しますので、納期限までに必ず納入してください。

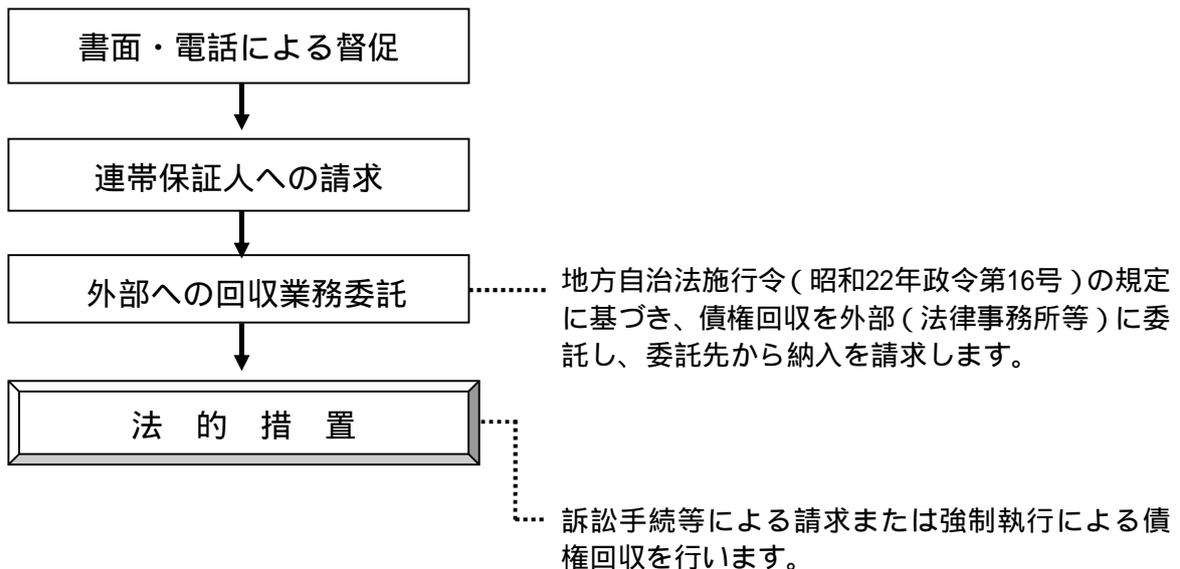
## 3 一括返還・繰上返還

返還途中で、返還残額を一括して返還したい場合、又は返還計画の1回当たりの返還金額以上の額を返還したい場合は、ご連絡ください。

## 4 滞納者への督促等

滞納者へは、概ね以下の手順で督促等をします。

連帯保証人にも請求することになりますので、“借りたものは返す”という考えで、必ず納期限までに納入しましょう。



## 5 各種届出

### (1) 氏名(住所)変更届(14ページ、様式第6号)

住所、町名・地番表示、氏名などが変更になった場合は、その都度、「奨学生氏名(住所)変更届」の提出、又は電話・電子メール等によりご連絡ください。連絡の際に必要な事項は次のとおりです。

返 還 者 コ ー ド	納入通知書に記載されています。 (返還者コードがわからない場合は、奨学資金の貸与を受けていたときの学校名を記入してください。)
旧 住 所	
新 住 所	必ず郵便番号とカナをふってください。
旧 氏 名	
新 氏 名	必ずカナをふってください。
電 話 番 号	携帯電話だけでなく、加入電話もあれば併せて記入してください。

### (2) 勤務先(変更)届(15ページ、参考様式1)

貸与終了時に勤務先が未定であった方、又は返還途中で転職した方は、「勤務先(変更)届」の提出、又は電話・電子メール等によりご連絡ください。

連絡の際に必要な事項は次のとおりです(住所の変更もある場合は、住所変更届も併せて提出してください。)

返 還 者 コ ー ド	納入通知書に記載されています。 (返還者コードがわからない場合は、奨学資金の貸与を受けていたときの学校名を記入してください。)
勤 務 先	部、課、係まで詳しく記入してください。
所 在 地	
氏 名	
勤 務 先 電 話 番 号	

( 3 ) 連帯保証人変更届 ( 16 ページ、様式第 5 号 )

連帯保証人を変更すべき事由が発生したときは、「連帯保証人変更届」を提出してください。

新たな連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を必ず添付してください。

また、連帯保証人の住所、氏名が変更になったときも「奨学生氏名 ( 住所 ) 変更届」により提出してください。

## 6 返還猶予

( 1 ) 次表のいずれかに該当する理由により、返還が困難になった場合は、返還者からの願い出によって、一定の期間、返還を猶予することができます。

事 由	猶予期間	添 付 書 類
( 1 ) 高等学校等に在学するとき	事由の継続する期間 ( 入学年月 ~ 卒業年月 )	なし
( 2 ) 専門学校、大学及び大学院に在学するとき		学校長発行の在学証明書
( 3 ) ( 2 ) に掲げる学校への進学のため準備をしているとき	1 年以内において必要と認める期間  更にその事由が継続するときは更新手続きを行う。	進学予備校、学習塾又はそれらに類する機関の在籍証明書又は学生証の写し
( 4 ) 傷病のとき		医師の診断書及びその療養期間を証する書類
( 5 ) り災したとき		市町村発行のり災証明書
( 6 ) 本人が生活保護を受けているとき。		生活保護受給証明書
( 7 ) その他特別の事由により奨学資金の返還が困難と認められるとき。		特別の事由を証明する書類

( 2 ) 返還猶予を希望するときは、「奨学資金返還猶予願」( 17 ページ、様式第 17 号 ) に所定の書類を添付して、返還月 ( 6 月または 12 月 ) の前月末日まで ( 5 月 31 日または 11 月 30 日まで ) に提出してください。提出が返還月の到来後になると、猶予することができませんので、注意してください。

( 3 ) 返還猶予を決定したときは、返還猶予決定通知書を送付します。

( 4 ) 猶予期間の経過後において引き続きその事由が継続し、さらに猶予が必要な場合は、あらためて同じ手続きが必要です。

## 7 返還免除

次の事由に該当する場合は、返還免除になることがありますので、連絡して指示を受けてください。

審査の上、返済残額の全部又は一部が免除となります。

( 1 ) 本人が死亡した場合

( 2 ) 本人が心身障害により労働能力を喪失した場合  
( 症状が固定し、回復の見込みのないものに限る。 )

### 返還等に関する連絡・提出先

〒310-8588

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

電 話 029 - 301 - 6045 ( 直通 )

F A X 029 - 301 - 5269

電子メール : [kokyo@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kokyo@pref.ibaraki.lg.jp)

## 「奨学資金借用証書」及び「奨学資金返還計画書」 記入要領

### 1 奨学資金借用証書の作成について

- (1) 借用証書の金額は、返還計画書の貸与総額及び返還総額と必ず一致します。  
借用証書に記入する金額の数字は算用数字を用いてください。
- (2) 連帯保証人は、2人必要です。奨学生として採用が決定した際に誓約書（または契約書）に連署した人と同じ方としてください。  
やむを得ず変更する場合は、将来返還に際して本人と連帯して債務履行の責任を負う能力のある方を選んでください。  
なお、連帯保証人は、各々が独立の生計を営む成年者で、常に本人と連絡が取れ、かつ、弁済の資力を有する方にしてください。
- (3) 連帯保証人の印は、印鑑登録してあるものを使用し、印鑑登録証明書を添付してください。

## 2 奨学資金返還計画書の作成について

### (1) 返還方法

次の3つの方法から1つを選んでください。

返 還 方 法	返 還 の 月	返 還 回 数	返 還 期 間
半 年 賦	6月及び12月	40回以内	20年以内
年賦(12月)	12月	20回以内	
年賦(6月)	6月		

半年賦：年2回返還

年 賦：年1回返還

### (2) 返還開始の年月

貸与が終了して6カ月経過後の最初の6月または12月から返還開始となるため、次のようになります。

返 還 方 法	返還開始の年月	令和8年3月貸与終了の場合
半 年 賦	貸与終了の年の12月	令和8年12月
年賦(12月)	貸与終了の年の12月	令和8年12月
年賦(6月)	貸与終了の翌年の6月	令和9年6月

なお、今回併せて返還猶予願を提出する場合でも、返還計画書には猶予期間適用前の返還開始及び返還完了の各欄を記入してください。

また、返還猶予申請書を提出する場合、据置期間はありません(据置期間は猶予期間に含まれます。)。そのため、返還開始は猶予期間終了後のもっとも近い返還月(6月又は12月)となりますのでご注意ください。

卒業後に収入がない場合も、申請により返還を猶予することができます。この場合、添付書類は非課税証明書等の収入がないことが分かる書類で、1年毎の申請が必要です。

### (3) 返還金額

貸与が終了して6カ月経過後の最初の6月または12月から返還開始となるため、各回均等割とし、端額は最終回で調整することとし、必ず次の算式が成立するようにしてください。

$$(\text{返還金額(各回)}) \times (\text{返還回数} - 1) + (\text{返還金額(最終回)}) = \text{返還総額}$$

ただし、返還金額(各回)は、次表の金額を下回らないようにしてください。

返還方法	返還金額(各回)
半年賦	返還総額の40分の1
年 賦	返還総額の20分の1

( 4 ) 現住所、納入通知書送付先について

番地、アパート名、部屋番号、電話番号まで正確に記入してください。

なお、納入通知書送付先は、奨学生本人の現住所と異なる所（実家など）への送付を希望する場合のみ記入してください。

( 5 ) 卒業後の進路、就職先について

事業所（店舗）名、部署名、電話番号、住所まで正確に記入してください。

( 6 ) 連帯保証人について

連帯保証人は、奨学生が返還を履行しない場合は、その債務を連帯して負担することを確認し、承諾の上、自署してください。

なお、現住所欄は番地、アパート、部屋番号、電話番号まで、職業及び勤務先欄は事業所（店舗）名、部署名、電話番号まで正確に記入してください。

### 3 留意事項

( 1 ) 記入及び押印に漏れのないよう十分に確認してください。

( 2 ) 訂正がある場合は、修正液等を使用せず、訂正印を押印して訂正してください。

記入例

返還者コードは記入不要

K

## 奨学資金借用証書

金額	¥	百	十	万	千	百	十	円
		1	7	2	8	0	0	0

茨城県高等学校等奨学生として上記の金額を借用いたしました。

ついては、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

(元号) 年 月 日

提出する年月日

本人氏名 ふりがな みと いちろう  
水戸 一郎 印

住所 水戸市笠原町 978 番 6

私どもは、奨学生に上記のとおり履行させるとともに、万一奨学生が履行しないときは、その債務を連帯して負担することを保証します。

連帯保証人氏名 ふりがな みと たろう  
水戸 太郎 印

住所 水戸市笠原町 978 番 6

連帯保証人氏名 ふりがな ひたち あきら  
日立 明 印

住所 日立市助川町 丁目 番号

茨城県教育委員会教育長 殿

特約事項

氏名は各自が自署してください。  
各連帯保証人の印は、印鑑登録してある  
ものを使用し、印鑑登録証明書を添付し  
てください。

よくお読みください

注意事項

よくお読みください

奨学資金返還計画書

返還者コード (記入しないこと。)		K		令和8年3月貸与終了の方の返還開始年月は次のとおりです。 ア 半年賦または年賦(12月)の場合・・・令和8年12月 イ 年賦(6月)の場合・・・・・・・・・・令和9年6月																		
ふりがな	いばらき		たろう		生年月日																	
氏名	茨城太郎		高等学校		年	月	日	平成														
貸与終了年月とその理由				貸与月額			貸与始期		貸与終期		貸与総額											
年	月	理由		万	千	百	十	円	年	月	年	月	百万	十万	万	千	百	十	円			
8	3	卒業 辞退 死亡 退学 停止		1	8	0	0	0					6	4	8	0	0	0				
その他( )				0...半年賦 (6・12月) 1...年賦(6月) 2...年賦(12月)			返還期間		返還回数		合計											
返還開始	返還完了	返還方法		2			0		4		0		6 4 8 0 0 0									
0	8	1	2	2	8	0	6	0...半年賦 (6・12月) 1...年賦(6月) 2...年賦(12月)		2		0		4		0		6 4 8 0 0 0				
返還金額(各回)				返還金額(最終回)				返還総額														
十	万	千	百	十	円	十	万	千	百	十	円	百万	十万	万	千	百	十	円				
	1	6	2	0	0		1	6	2	0	0	6	4	8	0	0	0					
ふりがな	いばらきけん〇〇し〇〇		返還金額(各回)は、次の条件を満たすこと ア 年賦のとき：返還総額×1/20以上 イ 半年賦のとき：返還総額×1/40以上																			
現住所 (連絡先)	茨城県市		111-1		郵便番号					電話番号 携帯電話												
返還開始時の住所を記入																						
ふりがな	いばらきけん〇〇し〇〇		返還金額(各回)は、次の条件を満たすこと ア 年賦のとき：返還総額×1/20以上 イ 半年賦のとき：返還総額×1/40以上																			
納入通知書送付先	茨城県市		1-2		〇〇マンション201					郵便番号 電話番号												
現住所と異なる所(実家など)への送付を希望する場合は、その住所を記入																						
卒業後の進路	就職	進学	その他	名称	専門学校					電話番号												
				住所	茨城県市		234			郵便番号												
連帯保証人	氏名	茨城一郎		生年月日	昭和〇年		月日			本人続柄		父										
	現住所	茨城県市		111-1		卒業後の進路について 就職先未定の場合：その他に を付け、「未定」と記入。 大学院等に進学する場合：大学名と所在地を記入。 いずれの場合も就職先が決定次第、連絡してください。					郵便番号 電話番号 携帯番号											
	職業及び勤務先	株式会社		電話番号																		
連帯保証人	氏名	茨城二郎		生年月日	昭和〇年		月日			本人続柄		叔父										
	現住所	茨城県市		345-6		「職業及び勤務先」には、単に会社員・自営業などとせず、具体的な事業所名及び部署名を記入してください。					郵便番号 電話番号 携帯番号											
	職業及び勤務先	株式会社		電話番号																		

(記入上の注意) 印のところは、必要文字を で囲むこと。

様式第6号(第8条第1号関係)

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号  
(学校名) 学科 年  
奨学生  
氏 名

奨学生氏名(住所)変更届

下記のとおり氏名(住所)を変更したのでお届けします。

記

新	氏名	
	住所	
旧	氏名	
	住所	
変更年月日		
事由		

住所又は氏名の変更があった場合は、この様式を連絡  
に使用してください。(電話連絡のみでも可)

参考様式 1

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号  
(学 校 名) 学科 年  
奨 学 生  
氏 名

奨 学 生 勤 務 先 ( 変 更 ) 届

下記のとおり勤務先を変更したのでお届けします。

記

新勤務先	部、課、係まで詳しく記入してください。
所在地	
勤務先電話番号	

勤務先の変更があった場合は、この様式をコピーして  
連絡に使用してください。（電話連絡のみでも可）

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号  
(学 校 名)  
奨 学 生  
住 所  
氏 名

連 帯 保 証 人 変 更 届

下記のとおり連帯保証人を変更したいのでお届けします。

記

1 旧連帯保証人

住 所  
氏 名  
本人との関係 ( )

2 新連帯保証人

私は、旧連帯保証人に代わり奨学生 と連帯して茨城県高等学校等奨学  
資金の債務を保証します。

住 所  
ふりがな  
氏 名 印  
本人との関係 ( )

3 変更年月日 年 月 日

連帯保証人変更の申請をする場合は、この様式を使用  
してください。

印は実印とし、印鑑登録証明書と併せて提出願います。

年 月 日

茨城県教育委員会教育長 殿

奨学生番号 年 茨高奨第 号  
(学校名)

奨 学 生  
住 所  
氏 名

連帯保証人  
住 所  
氏 名

連帯保証人  
住 所  
氏 名

奨学資金返還猶予申請書

茨城県高等学校等奨学資金の返還の期限の猶予を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 猶予期間 年 月から  
年 月まで

2 事 由

- 備考 1 在学中の場合は、学校長の在学証明書を添付すること。  
2 傷病のときは、治療期間を記した医師の診断書を添付すること。

返還猶予の申請をする場合は、この様式を使用してください。

< お問い合わせ・連絡先 >

〒310-8588

水戸市笠原町 978 番 6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

☎ 029-301-5245 / 6045 (ダイヤルイン)

FAX 029-301-5269

E-mail ; [kokyo@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kokyo@pref.ibaraki.lg.jp)